

防府市老人ホーム入所判定委員会設置運営要綱

昭和 61 年 1 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）への入所措置の適正な実施を行うため、防府市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、防府市福祉事務所長（以下「所長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査を行う。

老人ホームへの入所措置の要否に関すること。

老人ホーム入所者の措置変更の要否に関すること。

老人ホーム入所措置不要と判定された者に対する在宅老人福祉対策事業の利用等必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから所長が委嘱する。

防府市福祉事務所高齢福祉課長 1 人

山口健康福祉センター所長 1 人

医師 1 人

養護老人ホームの施設長 1 人

特別養護老人ホームの施設長 1 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(回議)

第7条 会長は、会議を招集するいとまがないとき又は会長が必要と認めるときは、会議に付すべき事案について、持ち回りにより審査し、議決にかえることができる。

(意見聴取)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、会議の事案について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(報告)

第9条 会長は、委員会の審査の結果を所長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉事務所高齢福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。